

アルコール販売価格に係る諸元と通関統計値との関係

(認可諸元)

	為替レート	粗留アルコール	糖みつ	原油	ナフサ
	円/\$	\$/KL	\$/Mt	\$/bbl	\$/bbl
今回	120	300	100	28	28
前回	122	310	100	26	26

(通関統計)

	通関レート	粗留アルコール	糖みつ	原油	ナフサ
	円/\$	\$/KL	\$/Mt	\$/bbl	\$/bbl
(8年度平均)	112.00	479.00	139.00	22.00	23.00
(9年度平均)	122.48	444.43	112.01	18.80	23.00
(10年度平均)	128.37	407.97	105.30	12.78	16.00
(11年度平均)	111.96	325.84	94.98	20.74	22.98
(12年度平均)	109.93	338.09	96.47	28.34	31.15
(13年度平均)	124.82	371.13	115.64	23.74	25.44
H 15.1	119.66	332.15	110.92	28.25	30.00
2	119.30	348.74	83.57	30.59	32.93
3	118.06	310.12	112.38	32.61	36.40
(14年度平均)	122.39	336.57	105.88	27.32	28.48
4	119.62	302.88	95.36	30.86	36.68
5	118.65	331.84	113.93	27.41	32.29
6	117.74	314.60	84.19	27.08	29.06
7	118.31	311.45	87.36	27.58	28.95
8	119.35	312.26	80.21	28.38	29.78
9	117.32	314.03	90.97	29.19	30.96
10	111.49	293.57	88.46	27.94	30.81

諸元の価格推移

	為替レート	粗留アルコール	糖みつ	原油	ナフサ
	円/\$	\$/KL	\$/Mt	\$/bbl	\$/bbl
8年度 上期	108	482	151	20	21
8年度 下期	117	477	125	23	25
8年度 年度	113	479	139	22	23
9年度 上期	119	452	109	20	24
9年度 下期	127	436	115	18	22
9年度 年度	123	444	112	19	23
10年度 上期	138	413	110	13	17
10年度 下期	118	402	98	12	15
10年度 年度	128	408	105	13	16
11年度 上期	117	330	97	17	19
11年度 下期	106	322	93	25	27
11年度 年度	112	326	95	21	23
12年度 上期	107	330	96	28	30
12年度 下期	114	344	98	29	32
12年度 年度	111	338	96	28	31
13年度 上期	122	375	106	27	29
13年度 下期	128	369	125	21	22
13年度 年度	125	371	116	24	25
14年10月	124	329	93	28	29
14年11月	122	324	130	28	29
14年12月	122	299	96	26	28
15年1月	119	332	111	28	30
15年2月	119	349	84	31	33
15年3月	119	310	112	33	36
15年度 下期	121	321	104	29	31
15年度 年度	122	337	106	27	28
15年4月	120	303	95	31	37
15年5月	117	332	114	27	32
前回現行価格諸元	122	310	100	26	26
15年6月	118	315	84	27	29
15年7月	119	311	87	28	29
15年8月	119	312	80	28	30
15年9月	115	314	91	29	31
15年度 上期	118	315	91	28	31
15年10月	110	294	88	28	31
今回価格諸元	120	310	100	28	28

(注 1) 為替レート:TTMLレート

(注 2) 粗留アルコール、糖みつ、原油及びナフサ価格は通関統計値。

NEDOの概況

独立行政法人
新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長 牧野 力

アルコール事業本部
所在地 千葉県千葉市稲毛区稲毛東4-5-1
資本金 18,798百万円
設立時期 平成15年10月

東京オフィス東京都港区西新橋1-10-2

【工場】

鹿島 茨城県鹿島郡神栖町東深芝16-5
千葉 千葉県千葉市稲毛区稲毛東4-5-1
磐田 静岡県磐田市中泉2943-4
出水 鹿児島県出水市昭和町60-18

【開発センター】

千葉 千葉県千葉市稲毛区稲毛東4-5-1



販売価格新旧対照表

単位：円/kl

度数	特定販売価格(事業法第32条第1項に定める価格)						販売価格(事業法附則第4条第1項に定める価格)					
	95度			99度以上			95度			99度以上		
種類	発酵アルコール			合成アルコール	発酵アルコール	合成アルコール	発酵アルコール			合成アルコール	発酵アルコール	合成アルコール
品質	特級	1級		合成	1級	合成	特級	1級		合成	1級	合成
原料	-	-	サウヰ托 [*]	-	-	-	-	-	サウヰ托 [*]	-	-	-
H13.4.1	946,334 (45,064)	931,641 (44,364)		- -	977,955 (46,569)	- -	119,765 (5,703)	105,229 (5,011)		92,893 (4,423)	117,018 (5,572)	103,786 (4,942)
H14.7.1	938,043 (44,669)	922,005 (43,905)		916,250 (43,631)	969,982 (46,190)	957,729 (45,606)	113,305 (5,395)	97,370 (4,637)		90,423 (4,306)	110,822 (5,277)	99,452 (4,736)
H15.5.1	973,234 (46,344)	956,940 (45,569)		952,111 (45,339)	1,007,571 (47,980)	996,778 (47,466)	105,771 (5,037)	89,453 (4,260)		84,855 (4,041)	103,779 (4,942)	92,965 (4,427)
H16.5.1	969,464 (46,165)	953,613 (45,410)	956,780 (45,561)	949,556 (45,217)	1,004,351 (47,826)	992,309 (47,253)	101,552 (4,836)	85,726 (4,082)	88,911 (4,234)	81,522 (3,882)	100,160 (4,770)	88,114 (4,196)
比較	-3,770	-3,327	-	-2,555	-3,220	-4,469	-4,219	-3,727	-	-3,333	-3,619	-4,851

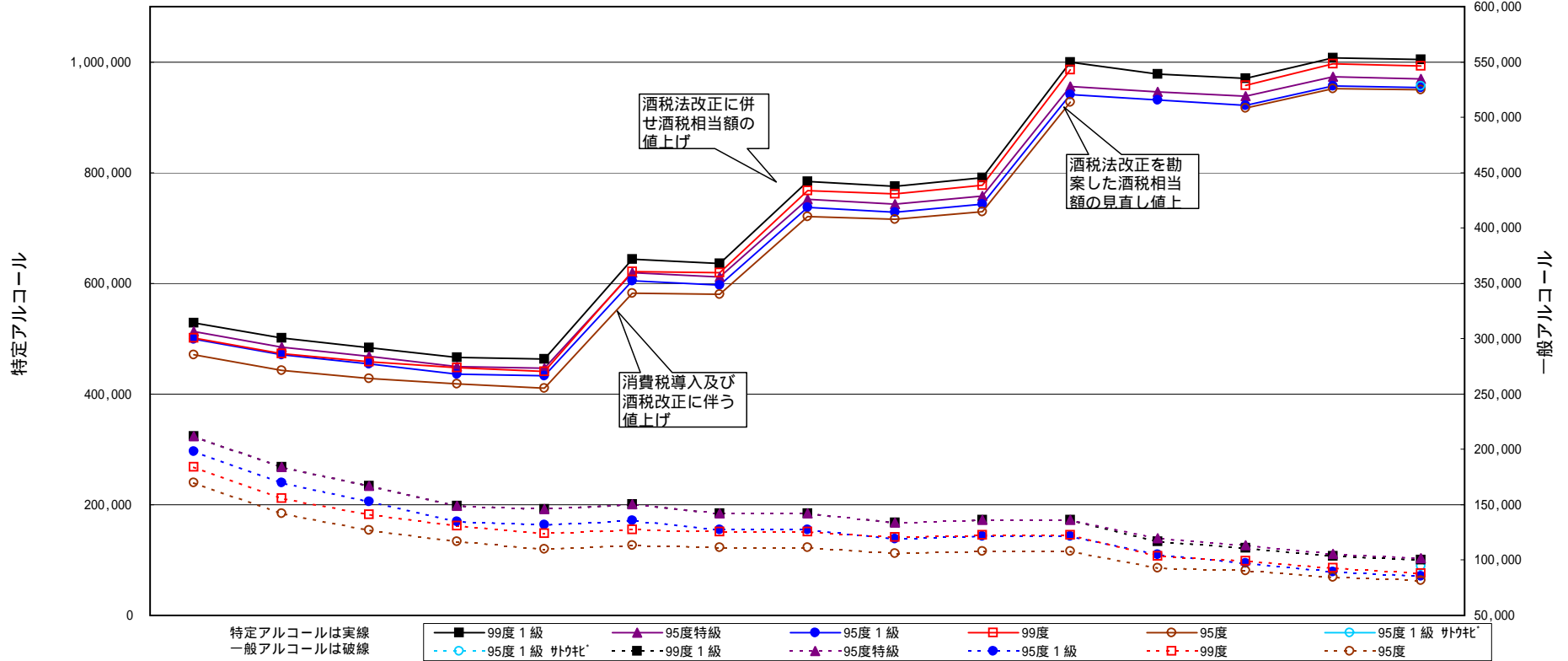
(注)価格は、販売に係る消費税を含み、()内の数字は、当該消費税額を示す。

アルコールの販売価格の改定概要

改定年月日	改定理由	改定諸元	販売価格の改定額		機構が製造事業者又は輸入事業者から買い入れたアルコールに加算する価格
13. 4. 1	アルコール事業法施行に伴う販売価格設定	糖みつ 粗留 原油 レート 120 \$ 370 \$ 27 \$ 107 円	発 酵 合 成	110,642 円/kl 98,450 円/kl	
14. 7. 1	NEDOの事業状況、民間調達の状況、平成13年度決算を踏まえた諸元の見直しに伴う値下げ	糖みつ 粗留 原油 レート 110 \$ 331 \$ 20 \$ 125 円	発 酵 合 成 計	102,794 円/kl 95,036 円/kl 計	7,848 円 (7.1%) 3,414 円 (3.0%) 6,290 円 (5.7%)
15. 5. 1	NEDOの事業状況、民間調達の状況等踏まえた諸元の見直しに伴う値下げ 酒税法改正による特定アルコール販売価格に含まれる加算額の変更に伴う値上げ	糖みつ 粗留 原油 レート 100 \$ 310 \$ 26 \$ 122 円	発 酵 合 成 計	95,435 円/kl 89,636 円/kl 計	7,359 円 (7.2%) 5,400 円 (5.7%) 6,670 円
15. 8.28	揮発油等の品質の確保等に関する法律の改正に伴う自動車燃料用の揮発油とアルコールとの混合物の製造用に使用するアルコールの価格設定				11,412 円/件

アルコール販売価格の推移

(単位：円、消費税込)



特定アルコールは実線
一般アルコールは破線

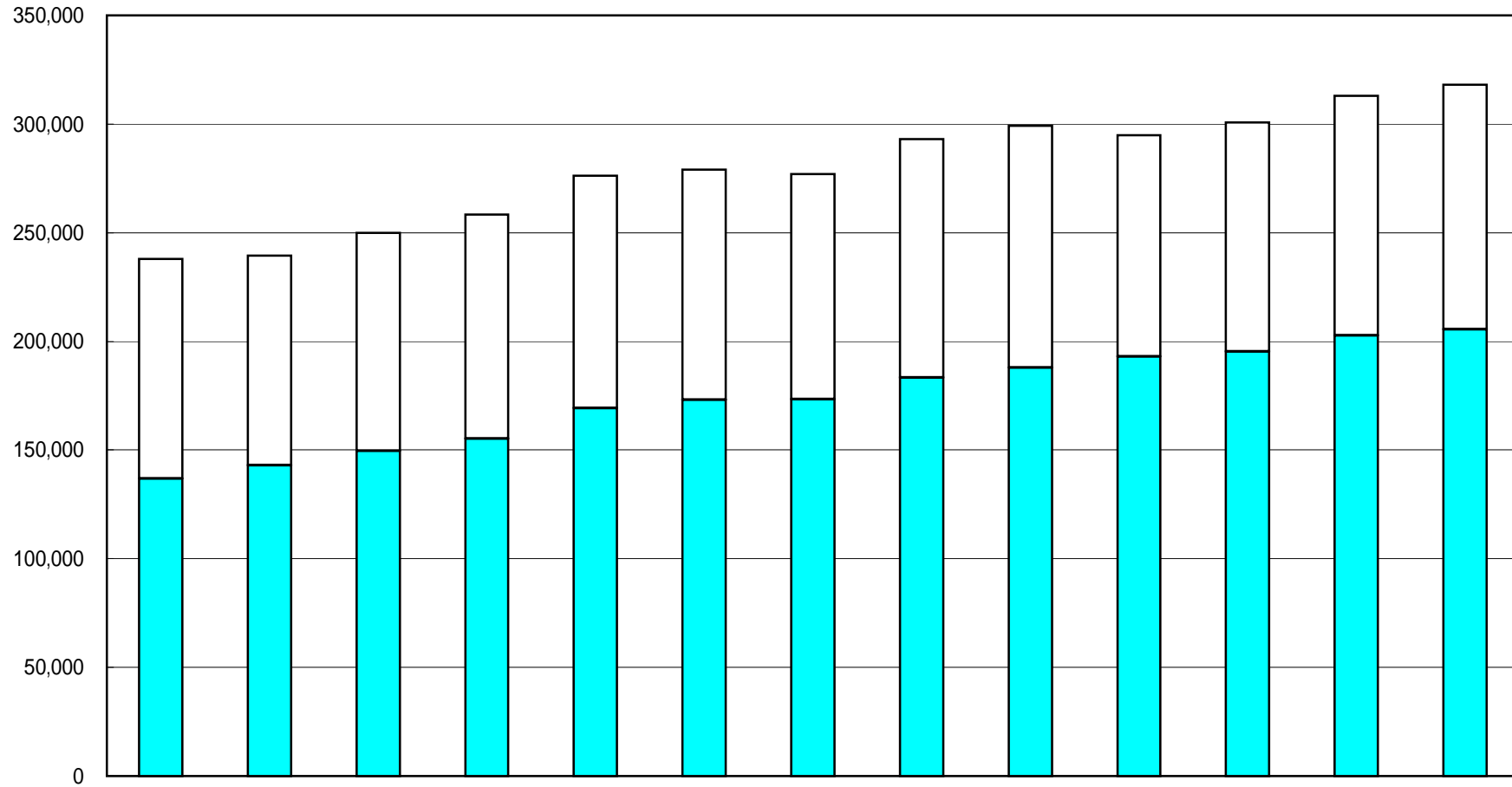
99度1級
 95度特級
 95度1級
 99度
 95度
 95度1級 特別

95度1級 特別
 99度1級
 95度特級
 95度1級
 99度
 95度

(単位：円、消費税込)

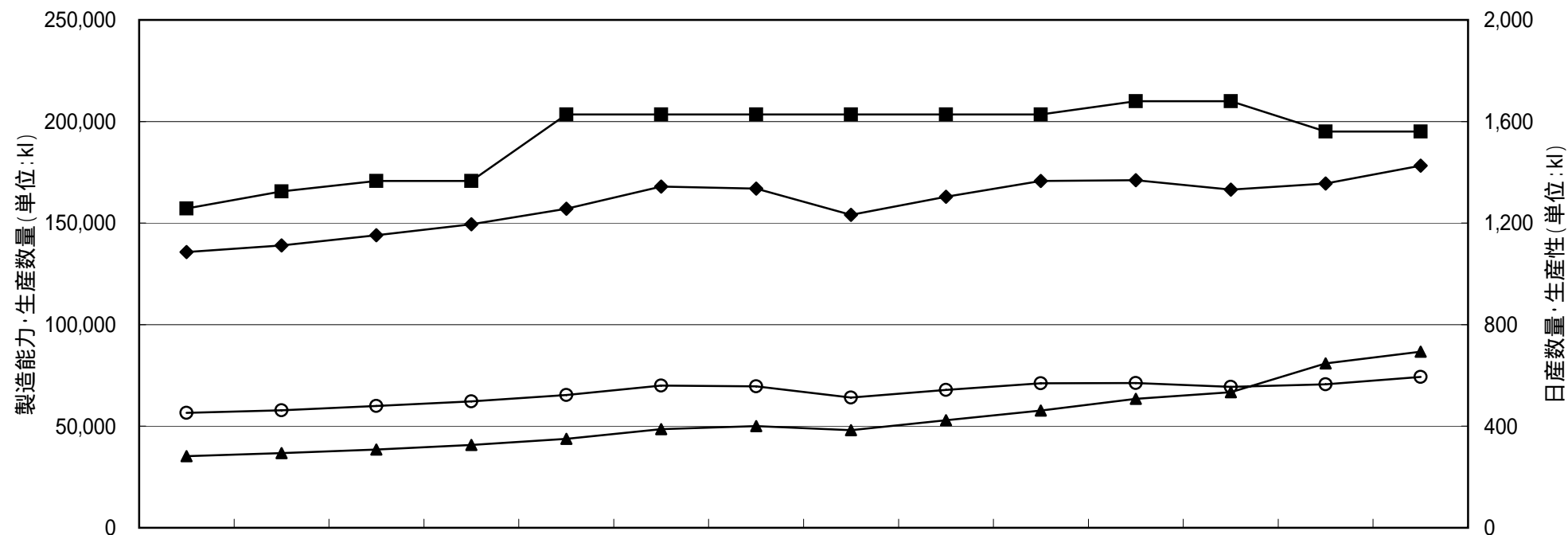
		度数品質	原料	S59.7.5	S61.6.17	S62.1.21	S62.8.4	S63.11.18	H1.4.1	H5.11.1	H6.5.1	H6.10.3	H9.4.1	H9.10.1	H13.4.1	H14.7.1	H15.5.1	H16.5.1
特定 アルコール	発 酵	99度1級	-	529,000	501,000	484,000	466,000	463,000	643,956	635,716	783,624	775,384	790,440	999,250	977,955	969,982	1,007,571	1,004,351
		95度特級	-	513,000	485,000	468,000	450,000	447,000	619,277	611,037	751,550	743,310	757,743	956,112	946,334	938,043	973,234	969,464
		95度1級	-	499,000	471,000	454,000	436,000	433,000	604,857	596,617	737,130	728,890	743,043	941,412	931,641	922,005	956,940	953,613
		95度1級 特別	-															
特定 アルコール	合 成	99度	-	501,000	473,000	458,000	448,000	441,000	621,296	619,236	767,144	761,994	776,790	985,600		957,729	996,778	992,309
	95度	-	471,000	443,000	428,000	418,000	411,000	582,197	580,137	720,650	715,500	729,393	927,762		916,250	952,111	949,556	
一般 アルコール	発 酵	99度1級	-	212,000	184,000	167,000	149,000	146,000	150,380	142,140	142,140	133,900	136,500	136,500	117,018	110,822	103,779	100,160
		95度特級	-	212,000	184,000	167,000	149,000	146,000	150,380	142,140	142,140	133,900	136,500	136,500	119,765	113,305	105,771	101,552
		95度1級	-	198,000	170,000	153,000	135,000	132,000	135,960	127,720	127,720	119,480	121,800	121,800	105,229	97,370	89,453	85,726
		95度1級 特別	-															
一般 アルコール	合 成	99度	-	184,000	156,000	141,000	131,000	124,000	127,720	125,660	125,660	120,510	122,850	122,850	103,786	99,452	92,965	88,114
	95度	-	170,000	142,000	127,000	117,000	110,000	113,300	111,240	111,240	106,090	108,150	108,150	92,893	90,423	84,855	81,522	

アルコール販売実績の推移



年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16見込	年度
発酵	136,807	142,939	149,588	155,115	169,255	172,998	173,223	183,311	187,971	192,991	195,296	202,662	205,400	
合成	101,213	96,636	100,224	103,120	106,969	106,159	103,840	109,725	111,277	101,964	105,334	110,377	112,600	
計	238,020	239,575	249,812	258,235	276,224	279,157	277,063	293,036	299,248	294,955	300,630	313,039	318,000	

NEDOにおける製造能力・生産数量等の推移

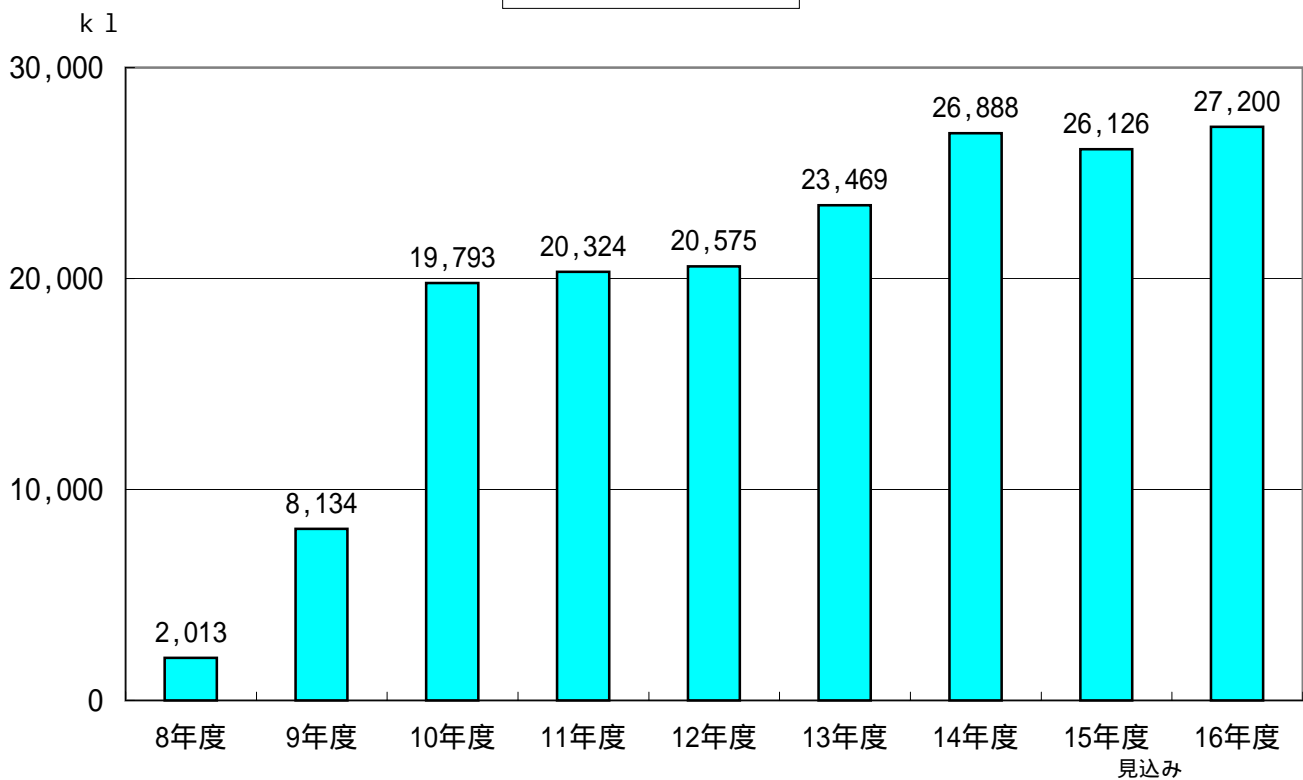


	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
製造能力	157,200	165,600	170,700	170,700	203,400	203,400	203,400	203,400	203,400	203,400	210,000	210,000	195,000	195,000
生産数量	135,770	138,991	143,966	149,400	156,999	168,000	167,000	154,000	163,000	170,730	171,140	166,468	169,472	178,200
日産数量	453	463	480	498	523	560	557	513	543	569	570	555	565	594
生産性	282	294	308	326	350	388	400	384	423	461	508	534	647	693

発酵アルコールの外部調達実績

平成13年度	予定数量	23,000.000 kl	平成16年度	予定数量	27,200.000 kl
	実績数量	23,469.327 kl			
平成14年度	予定数量	26,000.000 kl			
	実績数量	26,887.998 kl			
平成15年度	予定数量	26,000.000 kl			
	実績数量	26,126.401 kl			

外部調達数量の推移



新エネルギー・産業技術開発機構（アルコール事業本部）経営分析

単位：千円、%

	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
貸借対照表					
流動資産	6,634,525	5,036,413	5,202,133	6,165,484	8,011,025
固定資産	18,403,956	19,989,609	21,994,678	21,649,155	20,935,495
資産合計	25,038,481	25,026,022	27,196,811	27,814,639	28,946,520
流動負債	1,258,446	1,015,498	3,186,172	2,869,108	4,207,382
固定負債	2,561,339	2,776,116	2,839,606	3,787,822	2,727,341
負債合計	3,819,785	3,791,614	6,025,778	6,656,930	6,934,723
資本金	18,869,895	18,869,895	18,869,895	18,869,895	18,869,895
法定準備金	0	0	0	0	0
剰余金	2,348,800	2,364,512	2,301,138	2,287,813	3,141,901
資本合計	21,218,696	21,234,408	21,171,033	21,157,709	22,011,797
負債・資本合計	25,038,481	25,026,022	27,196,811	27,814,639	28,946,520
損益計算書					
営業収益	16,206,303	14,171,221	14,513,567	16,184,010	15,601,252
売上高	16,206,303	14,171,221	14,513,567	16,184,010	15,601,252
営業費用	16,225,400	14,241,192	14,475,838	16,198,707	14,872,871
売上原価	15,089,435	13,029,522	13,355,450	15,329,133	13,988,306
一般管理費	1,135,965	1,211,670	1,120,388	869,574	884,565
特別利益					14,761
特別損失			-176,275	-616,514	-470,953
営業利益	-19,097	-69,971	37,729	-14,698	728,381
営業外収益	108,063	90,829	80,383	725,791	596,956
営業外費用	61,807	5,145	5,211	107,903	15,057
経常利益	27,159	15,711	-63,375	-13,325	854,088
税引前当期利益	27,159	15,711	-63,375	-13,325	854,088
法人税及び住民税	0	0	0	0	0
当期利益	27,159	15,711	-63,375	-13,325	854,088
前期繰越利益	2,321,641	2,348,800	2,364,513	2,301,138	2,287,813
当期末処分利益	27,159	157,711	-63,375	-13,325	854,088
損益に関する分析					
売上高経常利益率	0.2	0.1	-0.4	-0.1	5.5
売上高営業利益率	-0.1	-0.5	0.3	-0.1	4.7
売上高当期利益率	0.2	0.1	-0.4	-0.1	5.5
売上高総利益率	6.9	8.1	8.0	5.3	10.3
総資本経常利益率	0.1	0.1	-0.3	-0.1	3.0
総資本利益率	0.1	0.1	-0.2	-0.1	3.0
自己資本経常利益率	0.1	0.1	-0.3	-0.1	3.9
自己資本利益率	0.1	0.1	-0.3	-0.1	4.0
純金融費用売上比率	-0.3	-0.1	-0.1	0.1	0.1
経常収支比率	100.2	100.1	100.8	103.7	108.8
アルコール1KL当たりの 売上高(千円/KL)	105.0	87.0	85.0	95.0	94.0
アルコール1KL当たりの 営業費用(千円/KL)	105.0	87.0	85.0	95.0	89.0
資産・負債・資本に関する分析					
自己資本比率	84.7	84.9	77.8	76.1	76.0
固定比率	86.7	94.1	103.9	102.3	95.1
固定長期適合率	77.4	83.3	91.6	86.8	84.6
流動比率	527.2	496.0	163.3	214.9	190.4
当座比率	423.5	393.4	119.1	161.5	158.5
負債比率	18.0	17.9	28.5	31.5	31.5
流動資産回転率(回)	2.5	2.4	2.8	2.9	2.2
総資本回転率(回)	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6
自己資本回転率(回)	0.8	0.7	0.7	0.8	0.7

千円未満四捨五入のため合計金額は一致しない場合がある。

アルコール販売価格の認可に係る関係条文

アルコール事業法(抄)

(略)

第三章 特定アルコールの販売

(機構の特定アルコールの販売の業務)

第三十一条 機構は、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 特定アルコールの販売を行うこと。
- 二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(特定販売価格等)

第三十二条 機構は、前条第一号の規定により販売する特定アルコールの価格(以下この条において「特定販売価格」という。)を定めようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の特定販売価格は、アルコールの買入れ、輸送、保管、売渡しその他の特定アルコールの販売に要する経費の適正な原価を償うとともに、アルコールが酒類の原料に不正に使用されることを防止するために必要な額として経済産業省令で定めるところにより計算した額(以下「加算額」という。)を含むものであり、かつ、営利を目的としないものでなければならない。

3 経済産業大臣は、第一項の規定により特定販売価格を認可したときは、経済産業省令で定めるところにより、当該認可をした特定販売価格を公告するものとする。

4 機構は、第一項の認可を受けた特定販売価格によらなければ特定アルコールを販売してはならない。

(国庫納付金)

第三十三条 機構は、政令で定めるところにより、当該事業年度に売り渡した特定アルコールの数量に当該特定アルコールに係る加算額を乗じて得た額を国庫に納付しなければならない。

(略)

附 則

(略)

(機構の業務)

第二条 機構は、当分の間、アルコールの製造を行う業務及びこれに附帯する業務（以下「アルコール製造業務」という。）並びにアルコール（特定アルコールを除く。）の販売を行う業務及びこれに附帯する業務（以下「一般アルコール販売業務」という。）を行うことができる。

(略)

(機構の販売価格の認可等)

第四条 機構は、附則第二条の規定により販売するアルコール（以下この条において「一般アルコール」という。）の価格（以下この条において「販売価格」という。）を定めようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 前項の販売価格は、アルコールの買入れ、輸送、保管、売渡しその他の一般アルコールの販売に要する経費の適正な原価を償うものであり、かつ、営利を目的としないものでなければならない。
- 3 経済産業大臣は、第一項の規定により販売価格を認可したときは、経済産業省令で定めるところにより、当該認可をした販売価格を公告するものとする。
- 4 機構は、第一項の認可を受けた販売価格によらなければ一般アルコールを販売してはならない。

アルコール事業法施行規則（抄）

（略）

第三章 特定アルコールの販売

（特定販売価格の認可）

第三十七条 機構は、法第三十二条第一項の規定により特定販売価格について経済産業大臣の認可を受けようとするときは、認可申請書に特定販売価格の基礎となる資料を添えるものとする。

（特定販売価格の加算額）

第三十八条 法第三十二条第二項の経済産業省令で定める額は、次に掲げる区分に応じ、アルコール1キロリットルにつき、次に掲げる金額とする。

- 一 アルコール分が91度未満のもの 777,954円
- 二 アルコール分が91度以上のもの 777,954円にアルコール分が90度を超える1度ごとに8,644円を加えた額

（特定販売価格の公示）

第三十九条 法第三十二条第三項の特定販売価格の公示は、官報に掲載して行うものとする。

（略）

附 則

（略）

（販売価格の認可）

第三条 機構は、法附則第三条第一項の規定により販売価格について経済産業大臣の認可を受けようとするときは、認可申請書に販売価格の基礎となる資料を添えるものとする。

（販売価格の公示）

第四条 法附則第三条第三項の販売価格の公示は、官報に掲載して行うものとする。